

地上デジタル放送のチャンネル案及び アナログ放送終了後のチャンネル切替

平成20年4月25日
全国地上デジタル放送推進協議会

本年3月末に公表したチャンネル予定表

1. デジタル中継局チャンネル予定表

- 地上デジタル放送で使用される予定の全国の放送局のチャンネル案
- 公表チャンネル： 約1,800局所、計約9,600チャンネル
- 公表目的：
 - ▶ 放送用周波数使用計画(告示)は、出力が3W超の放送局のみを規定。
(現在、小さな規模の中継局のチャンネルは、開局時期に初めて地域に周知広報されている。)
 - ▶ 全体計画の情報公開により、受信者や販売店、共聴施設設置者のデジタル化対応を促進。
 - ▶ 早期の対応を促すことで、2011年7月間際の工事集中回避も可能。

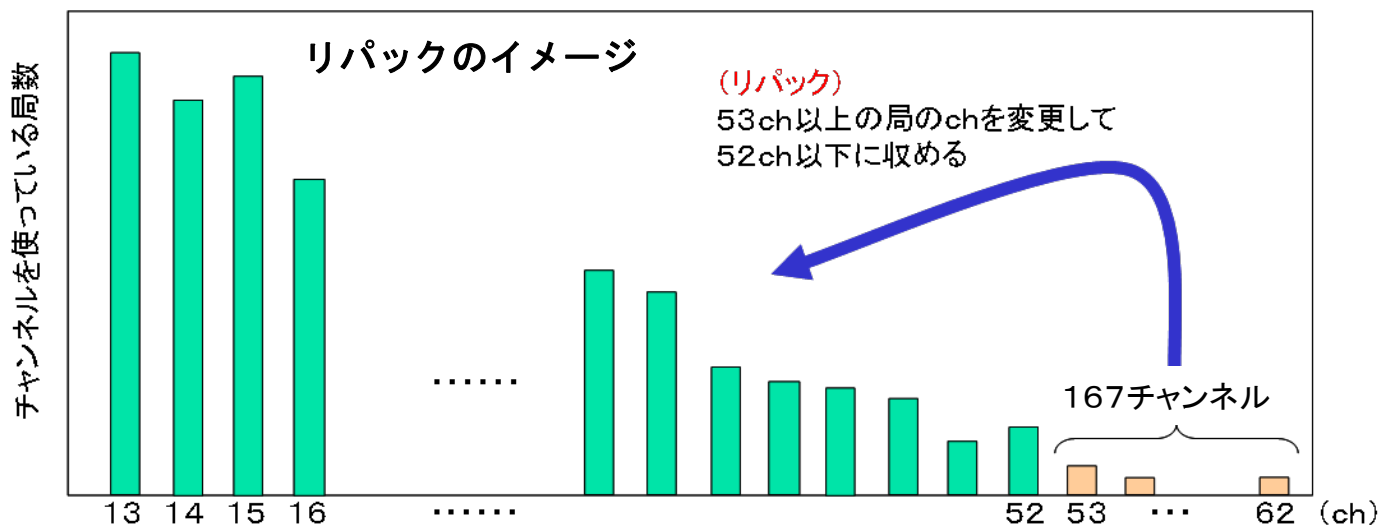
2. 2011年7月以降のチャンネル再編予定表

- 上記の地上デジタル放送のチャンネルのうち、2011年7月25日以降にチャンネル切替をしなければならない中継局に関する情報 (詳細は次頁以降)
- チャンネル切替が予定されている局所数： 全国73局所(約51万世帯)
- 公表目的：
 - ▶ 使用期限が到来するチャンネルを使用する中継局の情報を早期に公表することによって、受信者や販売店、共聴施設設置者の対応を促す。
(例:切替が予め分かっている地区においては、切替が簡単に済ませられる方法でのデジタル化改修を促すことが可能)

2011年7月以降のデジタルチャンネルの切替について

1. 現在、地上テレビジョン放送の周波数は、VHF帯/UHF帯(1~62ch)を使用しており、デジタル放送はUHF帯(13ch~62ch)を使用可能であるが、周波数資源の再配分のため、2012年7月25日以降の地上デジタル放送は、13ch~52chを使用することとなっている。
2. しかしながら、アナログとデジタルのサイマル期間中は、周波数が逼迫状況にあり、地上デジタル放送を日本全国に送り届けるためには、53ch~62chのチャンネルも使用せざるを得ない状況。
3. このため、これらのチャンネルを使用するデジタル中継局は、2011年7月のアナログ放送停波後、1年の間(2011年7月25日から2012年7月24日)に52ch以下にチャンネル切替(リパック)を行う必要がある。

※対象となる中継局： 73局所、167チャンネル (本年3月現在)



チャンネル切替を実施する場合の影響

●各世帯への影響

視聴している地上デジタル放送のチャンネルの一部が切り替わるため、受信機のリモコンの再スキャンの作業が必要。

●各共聴施設への影響

共聴施設のヘッドエンド部が切替後のチャンネルに対応していない場合、調整や取り替え工事が必要。

●各放送事業者への影響

切替対象のチャンネルを使用する中継局(73局所)の送信機の切替工事が必要。(アンテナ、共用機、送信機、電源等の切替)

切替によって新たにデジタル混信が発生した場合は、その対応も必要。

チャンネル切替実施にむけた検討課題①

●「リパックの実施計画」の策定

- ・チャンネル切替を確実に実施するため、全国地上デジタル放送推進協議会において「リパック実施計画」を平成20年度末までに策定する必要がある。
- ・実施計画には、全体スケジュール、中継局毎の切替手順、地域の受信実態や共聴施設の調査計画、周知広報の方法、放送事業者や国における対応体制・窓口体制等に関するものが必要である。

●チャンネル切替に要する経費の負担の在り方

- ・チャンネル切替を実施するためには、地域への周知広報、相談体制の確立、中継局の送信機の切替工事等の経費が発生する。チャンネルの切替実施のために必要な経費について、早急に、調査・試算するとともに費用負担の在り方について検討を行う必要がある。

チャンネル切替実施にむけた検討課題②

●共聴施設の地デジ改修時について

- ・共聴設備メーカーは、将来のチャンネル切替が容易に済ませられる構造の機器を通常の機器と比較可能な価格帯で商品化することが望ましい。
- ・リパックが予定されている地域でケーブルテレビ・共聴施設のデジタル化改修を行う工事業者は、その際に、施設管理者等に対して、将来のチャンネル切替が容易に済ませられるような構造の機器の導入についても提案するなど、当該施設管理者が適切な対応を行えるように配慮することが望ましい。

●受信機メーカーの対応について

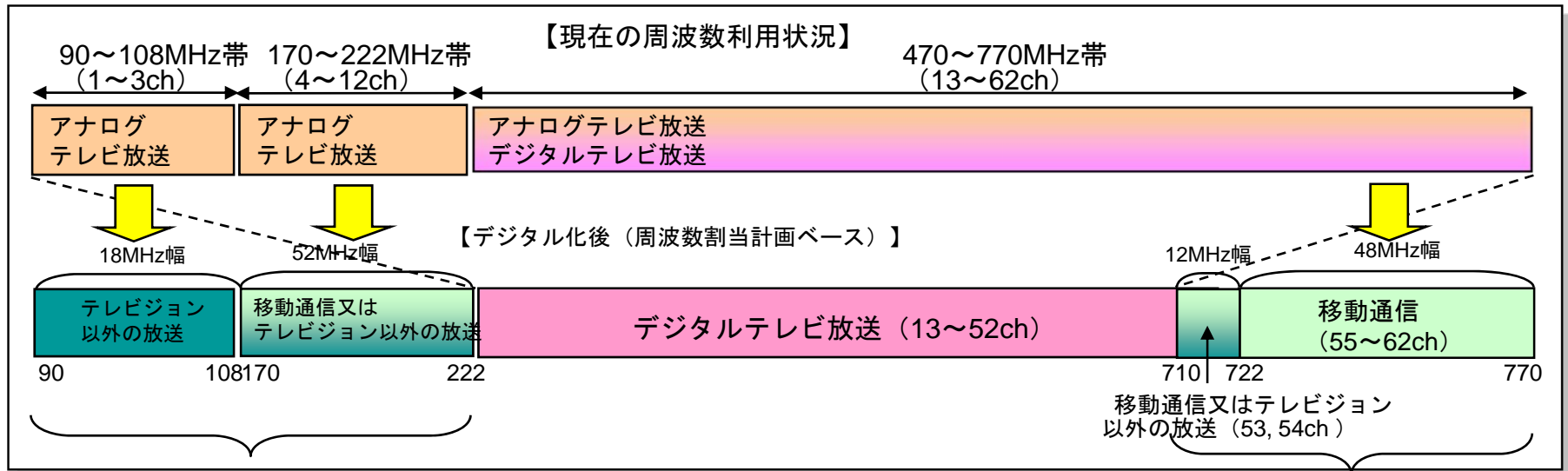
- ・製造メーカーは、リパックによるチャンネル切替に際しての受信機動作や操作性について継続的に確認し、必要に応じて改善を図ることが必要である。また、受信機の再スキャンの操作が円滑にできるよう、その分かりやすい手順書や取扱説明書等を作成し、リパック実施時に視聴者が参照できるようにする必要がある。
- ・また、リパック実施時の再スキャンに係る問い合わせが製造メーカーに相当数寄せられることが想定されることから、製造メーカーは、リパックに係る全体の周知広報活動と連携しながら、コールセンター等による対応体制が求められる。

チャンネル切替に向けたスケジュール(イメージ)

	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度～ (平成24年度～)
送信側対策	<p>▲ ▲</p> <p>チャンネルの公表 一斉再免許</p> <p>3月</p> <p>「リパック実施計画」の策定</p>		<p>切替工事の準備 無線局免許の変更手続</p>	<p>チャンネル切替の実施期間</p> <p>7月25日</p> <p>中継局の切替工事</p>	<p>7月24日</p>
受信側対策	<p>「リパック実施計画」の策定</p>			<p>周知広報、再スキャン、コールセンター、共聴ヘッドエンド対策等</p>	

アナログ放送終了

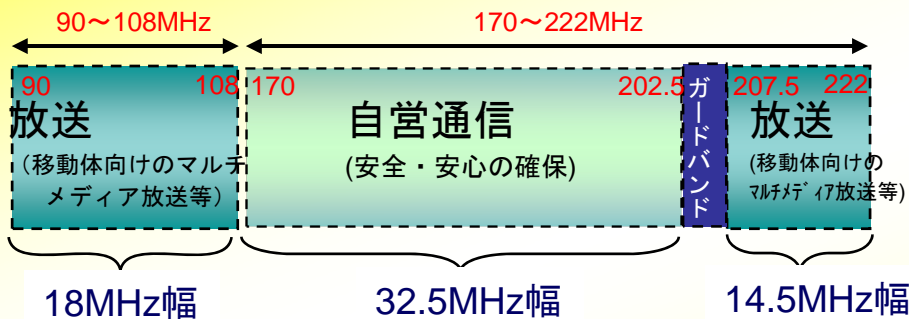
(参考)電波の有効利用に係る情報通信審議会における審議結果



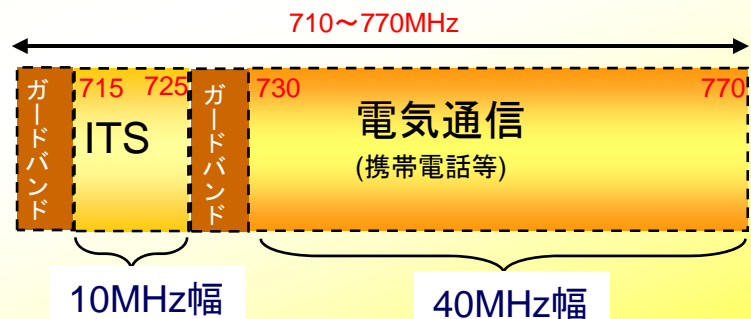
【審議結果】

情報通信審議会 答申 (平成19年6月27日)

VHF帯 【2011年7月25日から使用可能】



UHF帯 【2012年7月25日から使用可能】



注：ガードバンドは、いずれも5MHz幅。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627_4.html

●電波法第71条の2の規定によるアナログ周波数変更対策事業

電波利用の増加に伴う周波数の逼迫状況に対処するため、周波数割当計画等を変更して、電波の利用効率の高い地上デジタル放送への早期移行を図ることにより、周波数の再編を行って逼迫している他の無線システムへ割り当てる空き周波数を生み出すため、電波法第71条の2の規定に基づき、アナログ放送のチャンネル変更等の対策事業(アナログ周波数変更対策事業)を実施(平成13年電波法改正)



●平成13年7月25日

1ch～12ch及び55ch～62chの放送業務(テレビジョン放送)による使用は、それぞれ、2011年7月24日及び2012年7月24日までに限ることを決定。(電波監理審議会への諮問・答申を経て、H13.7.25 周波数割当計画(総務大臣告示) 変更)

また、53ch・54chの使用のあり方について、2006年7月までに見直しを行う旨、決定。

●平成18年7月27日

見直しの結果、53・54chの放送業務(テレビジョン放送)による使用も、2012年7月24日までに限ることとなった。(電波監理審議会への諮問・答申を経て、H18.7.27 周波数割当計画の変更)

(参考) デジタル化により再分配する電波の各用途のイメージ

放送



- ワンセグケータイの急激な増加に見られるように、移動体向けのデジタル放送サービスは、今後新たな放送ビジネスの一形態として大きく成長していく可能性。
- 移動体向けのマルチメディア放送用等に周波数を確保。
- 新規事業者等からの参入要望多数。

自営通信



- 従来の音声通信を中心とする狭帯域のシステムに加え、より詳細かつ迅速に被災地等の情報を伝達するブロードバンド無線システムへの要望。
- 安全・安心のためのブロードバンド移動通信システム用等に周波数を確保。
- 自治体、警察、消防等からの要望多数。

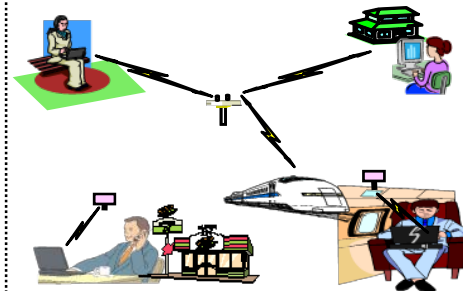
ITS

(高度道路交通システム)



- 交通事故の未然防止を目的とした安全運転支援システム等の高度道路交通システム (ITS) の早期実用化への期待大。
- 車車間通信による、出会い頭事故防止システム用等に周波数を確保。
- 欧米では、VHF/UHF帯における具体的な動きはなく日本は先導的立場。

電気通信



- 携帯電話の過去の需要予測を上回る加入者増、音声通話中心から高度なアプリケーション利用への利用の進展等による周波数需要拡大。
- 増大する携帯電話等の周波数需要に応えるために周波数を確保。
- 既存の携帯電話事業者からの要望多数。